

# 教 育 委 員 会 定 例 会

日 時 令和8年7月23日（木）

午後1時30分～午後1時52分

場 所 防災コミュニティセンター大会議室

出席者：教育長 石井朝方 教育委員 西山清和、鈴木貴志、深澤里奈子、伴 英美子

事務局及び出席者：大木参事、村松社会教育課長、露木学校教育課副課長

二見図書館長、二宮美術館長、下田教育指導員

福田学校教育課管理係長、露木社会教育課社会教育・青少年係長

鶴社会教育課スポーツ振興係長、穂谷野学校教育課管理係主事

石井教育長 皆さん、こんにちは。お忙しい中ご参集いただき、ありがとうございます。定刻になりましたので、始めさせていただきます。ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより令和8年湯河原町教育委員会7月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。会議録署名委員は会議規則第35条の規定により、鈴木委員、伴委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に、非公開とする案件についてお諮りいたします。（1）議決事項 議案第16号 令和8年度就学援助費の追加決定についてにつきましては、個人情報を含む案件であります。（2）協議事項 協議第7号 令和8年度9月補正予算（第3号）（案）についてにつきましては、議会の議決を経るべき案件で、未確定な内容を含む案件であります。

以上、2件の会議を非公開としたいと考えますが、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

石井教育長 それではご異議がないものと認め、この2件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開といたします。

議事録の承認

令和8年6月教育委員会定例会議事録の承認について

石井教育長 次に、議事録の承認に入らせていただきます。令和８年６月教育委員会定例会  
議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

福田管理係長 令和８年６月教育委員会定例会議事録につきまして、修正等はありません。

石井教育長 説明が終わりました。議事録について、何か質疑等がありますか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 ないようでしたら、令和８年６月教育委員会定例会議事録については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

石井教育長 それではご異議がないものと認め、令和８年６月教育委員会定例会議事録については承認されました。

## 案 件

### （１）議決事項

議案第１２号 令和９年度使用小中学校教科用図書の採択について

石井教育長 それでは、案件に入らせていただきます。（１）議決事項 議案第１２号 令和  
９年度使用小中学校教科用図書の採択についてを議題といたします。事務局から提案理  
由の説明をお願いします。

福田学校教育課管理係長 議案第１２号をお願いします。

（資料に基づいて、議案第１２号 令和９年度使用小中学校教科用図書の採択について  
説明）

・義務教育諸学校の教育用図書の無償措置に関する法律第１４条の規定により、採択す  
る必要があるため

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑は  
ございませんか。

深澤委員 去年選んだものですね。

大木参事 そうです。選んでいた教科書を、引き続き、令和９年度もということで、  
確認させていただいているものでございます。

石井教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第12号を  
挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願いま  
す。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号 令和9年度使用一般図書（学校教育法附則第9条に規定する教科用  
図書）の採択について

石井教育長 次に、議案第13号 令和9年度使用一般図書（学校教育法附則第9条に規定  
する教科用図書）の採択についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお  
願います。

福田学校教育課管理係長 議案第13号をお願いします。

（資料に基づいて、議案第13号 令和9年度使用一般図書（学校教育法附則第9条に  
規定する教科用図書）の採択について 説明）

・特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和8年度使用）及び一般図書一覧、一  
般図書契約予定一覧に掲載される図書の中から一般図書を採択する必要があるため

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑  
はございませんか。

伴委員 一般図書が何であるかというのがわからないんですけれども、教科書とは異なり、  
図書室等に置いてあるもの、あるいは特別支援学級で使われるものなどという認識でよ  
ろしいでしょうか。

福田学校教育課管理係長 特別支援学級の方で使用する図書としまして、教科用図書ではち  
よっと勉強ができないというか、一般の絵本ですとかそういったものを一般図書と言  
まして、そちらを使用することによって、より勉強がしやすい、絵とか音が出るもの  
を使用して、勉強することができるような図書を選んでいただくというものになっており  
ます。

伴委員 もう1つお聞きしますが、貸与と提供の違い、対象のお子さんに提供してあげると  
いうものなのか、教室に置いておくものなのか、こういった位置付けのものでしょ  
うか。

福田学校教育課管理係長 これはそれぞれのお子さんというものです。

石井教育長 他に質疑はございますか。

西山委員 質疑ではないんですが、現場の先生方が、それぞれのお子さんに適した内容のものをということで、選んでくださったものだと理解しております。この形で進めてよろしいかなと思っております。

石井教育長 他に質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第13号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号 湯河原町体育功労者、優秀選手、優秀団体等表彰要綱の一部改正について

石井教育長 次に、議案第14号 湯河原町体育功労者、優秀選手、優秀団体等表彰要綱の一部改正についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

鶴社会教育課スポーツ振興係長 議案第14号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第14号 湯河原町体育功労者、優秀選手、優秀団体等表彰要綱の一部改正について 説明)

・湯河原町体育功労者、優秀選手、優秀団体等表彰要綱の一部に改正を要するため

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第14号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号 湯河原町教育委員会事務点検・評価委員の委嘱について

石井教育長 次に、議案第15号 湯河原町教育委員会事務点検・評価委員の委嘱について  
を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

福田学校教育課管理係長 議案第15号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第15号 湯河原町教育委員会事務点検・評価委員の委嘱について 説明)

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等を行うため

石井教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑は  
ございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第15号を  
挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願いま  
す。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## (2) 協議事項

協議第8号 湯河原町教育委員会事務点検・評価について

石井教育長 次に、(2) 協議事項に入らせていただきます。協議第8号 湯河原町教育委員  
会事務点検・評価についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

大木参事 協議第8号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第8号 湯河原町教育委員会事務点検・評価について 説明)

・見直し案→ 3段階での評価

石井教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。この案件については再提案です  
が、特に3番の達成度評価についての表現についてはいかがでしょうか。

西山委員 すっきりして、いいと思います。

鈴木委員 これでよろしいかと思います。

深澤委員 いいと思います。

伴委員 いいと思いますが、以前のものは、「一」のものがありませんでしたが、それはなくすとい

うことで、中止になったものは「C」になるということですか。

大木参事 そうですね。なぜ中止になったかも含めての判断になると思います。

石井教育長 他に質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第8号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

#### 協議第9号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について

石井教育長 次に、協議第9号 湯河原町教育委員会後援等承認申請についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

露木社会教育課社会教育・青少年係長 協議第9号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第9号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について 説明)

・湯河原・真鶴地区伝統文化いけばな親子教室

石井教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

深澤委員 文化庁伝統文化親子事業として補助金を出していただいて、やっけていただいているんですね。湯河原・真鶴あたりでも、このように国から補助金をいただいて、事業ができることが増えているんだなと感心しました。周知は主催者にお任せするということですか。

露木社会教育課社会教育・青少年係長 すでに学校には配架はしておりますが、今後はお子さんたち1人ずつにチラシを配りたいということで、今回、後援申請をされているという事です。

石井教育長 他に質疑はございませんか。

西山委員 この事業の対象者は湯河原・真鶴の小・中学生ということですが、熱海市泉地区の子どもでも、湯小・湯中に通っている方は対象になりますか。

露木社会教育課社会教育・青少年係長 対象になると聞いております。

西山委員 真鶴町にも後援申請を出しているのでしょうか。それとも、事業の主体が湯河原

の文化祭に参加するというような形になっておりますので、あくまでも湯河原町を基準に申請が出されているのでしょうか。

露木社会教育課社会教育・青少年係長 真鶴町では、小・中学生に個別に配布するのに、後援等はないような形で配布できるということでしたので、申請は出していないと聞いておりますが、その後変更がありましたら、出している可能性はあります。

西山委員 わかりました。

石井教育長 他に質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第9号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

石井教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

その他

石井教育長 次に、その他に入ります。委員の皆様から何かございますか。

委員 質問、意見等なし

石井教育長 事務局から何かありますか。

大木参事 その他の下に、次回開催日程についてございます。8月と9月の定例会について、記載をさせていただいております。ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

石井教育長 事務局から、他に何かございますか。

事務局 なし

石井教育長 以上をもちまして、本日の秘密会を除く日程は、すべて終了いたしました。